


所管部課	総務部 職員課	部長	広 沢 光 政	
件 名	東大和市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令について			
		区 分	1 審議事項	○
			2 報告事項	
関係事項	条 例 規 則 部 課 機 関			
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 一般事務職の新規採用職員に限り実施してきた事務服の貸与を廃止することに伴い、規程で定めている「事務服」を削除するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 ア 本規程で定めている「事務服」の貸与を削除する。 イ 実態に即した文言整理</p> <p>(3) 施行日 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 実態に即した見直しを行うことで、適切な運用と公費の節減に資することができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年 1月 職員接遇マニュアルにおいて、服装についても一定の基準を明示するように改定 平成29年 9月 平成26～28年度入職者に事務服着用状況等調査を実施 平成29年11月 職員組合と事務折衝し了承 平成30年 3月 文書課審査済 				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>作業服等は引き続き、本規程に基づく貸与となる。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。